

生徒指導規定

第1章 学校生活上の心得

第1条 登下校

- (1) 8時40分(※バイク通学者は8時25分)までに登校する。(5分前には教室に入れるよう登校することが望ましい)
- (2) 交通機関の接続や混雑、雨・雪の日の対応等は、各自事前に確認しておく。
〔参照:「自然災害等発生時の対応について」(年度始めに配布)〕
- (3) 交通法規・ルールを遵守し、且つ交通事故の防止に努める。
- (4) 自転車やバイク(※後期課程のみ)による通学は、所定の様式によって申請し、学校長の許可を得た者に限り許可する。許可された者は「自転車通学規定」や「バイク通学規定」を遵守し、交通安全に努める。
- (5) 登下校には必ず生徒通用門より出入し、校舎への出入は所定の昇降口より行う。
- (6) 登校後は、下校時まで無断で外出したり早退したりしない。やむを得ない場合は、学級担任に届け出て許可を得る。
- (7) 所定の下校時間を過ぎて学校に居残る者は、担当教員に届け出る。
- (8) 登下校途中の立ち寄りとは原則として禁止する。
- (9) 最終下校時刻を守る。※最終下校時刻は、前期課程19時、後期課程19時30分とする。

第2条 礼儀・マナー

- (1) 校内外のあらゆる場面において、本校生徒としての誇りと自覚を持った行動ができるように努める。
- (2) 廊下等で、来校者や職員等の目上の人や、先輩等に会ったときは、きちんとした態度で挨拶をする。
- (3) 職員室等に入室する際には、必ずノックをして、所属や氏名及び用件等を述べて入室する。また、入退時には入り口で正しく礼をする。
- (4) 教室においては、防寒着(手袋・マフラー・ウインドブレーカー等)、帽子等の着用を禁止する。

第3条 その他

- (1) 公共物はすべてこれを丁重に取り扱い、故意または過ってこれを破損した場合は弁償しなければならない。
- (2) 所持品の紛失・盗難等の被害、または拾得した場合は、ただちに担当教員に届け出る。
- (3) 校外生活において事件・事故等に遭遇した場合は、必ず学校に届け出る。
- (4) 友人間の金銭の貸借は絶対に行わない。
- (5) 掲示物を掲示しようとする際は、担当教員に申請し許可を受けた上で所定の位置に掲示する。
- (6) ICT機器の利用に関する規定は、別途「ICT活用の手引」に定めるものとする。
- (7) 寮生活に関する規定は、別途「藤波輝翔館寮規約及び寮生心得」に定めるものとする。
- (8) 寮生以外の寮への立ち入りを禁止する。
- (9) 人間関係や交友関係、学業面等に関する悩み事は、一人で抱え込まずに、身近な大人(保護者等や学校の先生等)に相談する。面と向かって相談しにくい場合は、保健室前に設置している相談ポストや電話相談等を利用する。

※「子どもホットライン24」

南筑後(0942)52-4949

北筑後(0942)32-3000

福岡(092)641-9999

北九州(0949)24-3344

筑豊(0948)25-3434

京築(0979)82-4444

- (10) アルバイトは、原則禁止とする。ただし、経済的理由等により学校生活の継続が困難な場合、別途定める「アルバイト許可規定」の条件を満たした者に限り許可する。
- (11) 在学中の自動二輪・自動車運転免許の取得は原則禁止とする。ただし、卒業後の進路により自動車運転免許の取得が適切と認められる場合には、別途定める「交通規定」に基づき、許可する。

第2章 服装・頭髪・携行品等に関する規定

第1条 本校規定の制服を着用し、質素で端正であることを心がけ、見た目に不快にさせる着こなしや身だしなみは慎む。また、制服はむやみに加工してはならない。

(1) 男子生徒

- ① 冬服は、上着・シャツ・ネクタイ・スラックスに、靴下（無地の白・黒・紺色）、ベルト（黒色）を着用する。
- ② 夏服は、シャツ・スラックスに、靴下（無地の白・黒・紺色）、ベルト（黒色）を着用する。

(2) 女子生徒

- ① 冬服は、上着・シャツ・リボンまたはネクタイ・スカートまたはスラックス（黒色のベルト着用）に、靴下（無地の白・黒・紺色）を着用する。
※ 寒冷時は、ストッキング・タイツの着用は認めるが、色は黒またはベージュに限る。
※ スカート丈は膝が隠れる長さとする。
- ② 夏服は、シャツ・スカートまたはスラックス（黒色のベルト着用）に、靴下（無地の白・黒・紺色）を着用する。

(3) 男女共通

- ① 学校にて正装を指示した場合は、それに従う。
- ② 衛生上の観点からシャツの下には肌着を着用する。
- ③ 名札は、校内にいる場合のみ本校指定のものを常時着用しておく。
- ④ 靴下は単色（白・黒・紺色）とする。ワンポイントは認めるが、柄もの等は禁止する。
- ⑤ 体調や気候等に応じて、本校指定のベストを着用することができる。

第2条 制服の着用期間

- (1) 制服着用の移行期間は特に設けない。各自の判断で、体調や気候等に合わせて着用すること。
- (2) 5月1日より10月31日の期間は、夏季軽装（ノーネクタイ・ノーリボン）を可とする。

第3条 寒冷時は防寒着（ウインドブレーカー・コート・セーター）と防寒具（手袋・マフラー等）の着用を認める。防寒着及び防寒具等に関する規定については、以下のとおりとする。

(1) 防寒着（ウインドブレーカー・コート・セーター）

- ① ウインドブレーカーについては、本校規定のものを着用する。（自転車・バイク通学者は安全上の理由からコート着用不可）
- ② コートは無地で黒・紺色のものを着用する。
- ③ セーターについては、無地紺色または黒色のVネックタイプを着用する。※ネクタイ・リボンの結び目がきちんと見えるように着用すること。

(2) 防寒具（手袋・マフラー等）

- ① 手袋・マフラー等については華美でないものを着用する。
- ② 自転車通学生及びバイク通学生は、事故防止のためマフラーの着用は禁止する。

第4条 身だしなみについては、輝翔館生としてふさわしいよう、常に清潔かつ端正に整えておく。

また、頭髪及び装飾関係等に関する規定は以下のとおりとする。

(1) 頭髪等

- ①頭髪は肩までとし、それより長いときは束ねる。前髪は、目にかかったらピン等で留め、学習の邪魔にならないようにしておく。
- ②髪結びの色は、黒、紺、茶色（飾りなし）のみとする。
- ③剃り込み、髪染め、脱色、パーマ、髪の長さを一部だけ極端に変えること等は一切禁止する。
- ④過度の整髪料は使用しない。
- ⑤眉の太さを極端に変えたり、ラインを入れたりすることは禁止する。
- ⑥縮毛矯正は保護者等の判断とする。

※上記規定にない髪形でも社会通念上ふさわしくない髪型については禁止や変更を求めることがある。

(2) 装飾関係等

- ① 化粧、装身品（口紅・色つきリップ・アイシャドウ・ピアス・ネックレス・髪飾り・指輪・カラーコンタクト等）の類は一切禁止する。
- ② その他、本校生徒としてふさわしい身だしなみを常に心がける。

第5条 校内では、本校規定の上履きを使用する。

第3章 部活動に関する規定

第1条 本校における部活動は、本校の掲げる教育目標を達成するために行うものであり、生徒の趣味・個性・能力等に応じて、より専門的な活動を実践するためのものである。

第2条 入部の際は、所定の入部届に記入し、部顧問と担任に提出する。また、退部の際は、所定の退部届に記入し、部顧問と担任に提出する。

第3条 別途定める「部活動規定」を遵守する。

第4章 携帯電話（スマートフォン）の校内持込に関する規定

第1条 携帯電話（スマートフォン）の校内持ち込みを許可する。

第2条 校内において携帯電話（スマートフォン）を使用できる時間帯や場所、使用目的については以下のとおりとする。ただし、担当教員による指示がある場合には、この限りでない。

- (1) 使用できる時間帯は、終礼終了後から下校完了時刻までとする。
- (2) 使用できる場所は、職員室前の廊下とする。
- (3) 使用できる目的は、保護者等との連絡（通話またはメール等）に限る。

第3条 携帯電話（スマートフォン）は電源を切り、ロッカー等を利用して各自で管理する。（マナーモード・機内モード等も不可。電源を切っても自動的にアラームが鳴る等の機能には十分気を付けること）

第4条 使用できる時間帯・場所・目的以外でやむを得ず使用する場合は、担当教員に申し出をし、担当教員立会いの下、使用を許可する場合もある。

第5条 校内の電源を利用しての充電は禁止する。

第6条 登下校中については、道路交通法や公共マナーを守り、周りの人の迷惑にならないよう、また本校生徒の品位を下げないように使用する。(通学バス内も同様である)

第7条 寮生に関する使用規定については、別途定める。

第8条 上記の規約に違反した場合は、校則違反と見なし特別指導の対象となる。特に、校内における録音・録画・撮影、インターネットへの不適切な書き込みや画像等の投稿については厳しく指導する。

第9条 紛失・盗難・破損等については、学校は一切責任を負わず、生徒の自己責任とする。

第10条 携帯電話(スマートフォン)やインターネット・SNS等に関するトラブルは保護者等が責任を持って解決する。

第5章 附則

第1条 本規定は平成21年4月1日よりこれを施行する。

第2条 本規定は令和2年3月12日に改定し、令和2年4月1日より施行する。

第3条 本規定は令和3年3月10日に改定し、令和3年4月1日より施行する。

第4条 本規定は令和4年3月28日に改定し、令和4年4月1日より施行する。

第5条 本規定は令和5年12月15日に改定し、令和6年1月5日より施行する